

## 宇和島市建設業者格付事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、宇和島市建設工事等請負業者選定要綱（平成17年告示第12号）第6条第2項による格付を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(格付対象工種)

第2条 格付は、次の各号に掲げる工種について行う。

- (1) 土木一式
- (2) 建築一式
- (3) 電気
- (4) 管

(市内業者の格付実施方法)

第3条 市内に主たる営業所を置く業者（以下「市内業者」という。）の格付は、客観的点数と主観的点数を合計した総合点数を基に、別表1の基準により行うものとする。

(1) 客観的点数

建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（以下「経審」という。）のうち入札参加資格審査申請時において直近のものの総合評定値（以下「経審点数」という。）とする。

(2) 主観的点数

次の各号に掲げる要素について、別表2により算出する。

- ① 市工事の業種別完成工事高
- ② 市工事の業種別平均工事成績
- ③ 技術者数
- ④ CPDS・建築CPD取得単位数
- ⑤ 表彰受賞歴
- ⑥ 第三者賠償責任補償保険加入
- ⑦ 地域貢献度
- ⑧ 担い手確保
- ⑨ 障害者雇用
- ⑩ 労働福祉
- ⑪ 協力雇用主
- ⑫ 不当要求防止活動
- ⑬ 入札参加資格停止措置

2 前項の規定にかかわらず、格付を行おうとする業者の当該工種の年間平均完成工事高と前項(2)①における市工事当該業種完成工事高のいずれもが、別表3に規定する等級別必要最低年間平均完成工事高に満たない場合は、当該業者の年間平均完成工事高に相応する同表の格付等級に当該業者を格付するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、格付が総合点数でA等級に格付されることになる者が、別表2（その1）第2項に規定する業種別平均工事成績評定点が70点に満たない場合は、B等級に格付するものとする。

(市外業者の格付実施方法)

第4条 市内に主たる営業所を有しない業者（以下「市外業者」という。）の格付は、客観点数を基に、別表1の基準により行うものとする。

(格付の時期)

第5条 格付は、原則として2年に1回行い、当該年度の格付が決定するまでは従前の格付によるものとする。

随時に入札参加資格の申請を受け付けた業者の格付の時期については、審査会に諮り決定する。この場合、有効期間は次回格付までの期間とする。

(格付結果の通知及び公表)

第6条 第2条、第3条及び第4条の規定に基づき格付を行った場合は、建設工事入札参加資格申請書を提出した者に対して別に定める様式により通知するとともに、有資格者名簿を作成し、公衆の閲覧に供するものとする。

ただし、市外業者については通知を省略できるものとする。

附 則

(施行日)

この要領は、平成19年3月1日から施行する。

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表 1

## 総合点数による格付基準

格付工種	等級	総合点数	対象工事 (設計金額)	備考
土木一式	A	900 点以上	全工事	特定建設業の許可を有する者に限る
	B	730 点以上 900 点未満	5,000 万円未満	
	C	600 点以上 730 点未満	3,000 万円未満	
	D	600 点未満	1,000 万円未満	
建築一式	A	800 点以上	全工事	特定建設業の許可を有する者に限る
	B	700 点以上 800 点未満	6,000 万円未満	
	C	550 点以上 700 点未満	3,000 万円未満	
	D	550 点未満	1,500 万円未満	
電気・管	A	750 点以上	全工事	
	B	570 点以上 750 点未満	4,500 万円未満	
	C	570 点未満	1,000 万円未満	

別表 2 (その 1)

要素	算 出 方 法
1 市工事の業種別完成工事高	市発注工事の過去 2 年間（令和 3 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までに完成し工事成績評定を行った請負金額 130 万円以上のもの。2 において同じ。）における業種別完成工事高について、それぞれ別表 2（その 2）の基準により加点する。
2 市工事の業種別平均工事成績	<p>業種別平均工事成績評定点（過去 2 年間に工事成績評定を行った市工事の成績評定点の平均値に、当該工事の件数ごとに別表 2（その 3 の 1）により加点又は減点した点数。小数点以下切捨て。）の区分に応じ、別表 2（その 3 の 2）の基準により加点又は減点する。</p> <p>さらに、上記期間中に、工事成績評定点が 80 点以上の市工事がある場合は、1 件につき 5 点を加算し、60 点以上 65 点未満の工事があった場合は、1 件につき 10 点を、60 点未満の工事がある場合は 1 件につき 20 点を減ずる。ただし、加算点にあっては、その合計点数が 50 点を超える場合は、50 点とする。</p>
3 技術者数	<p>次の各号に掲げる技術者については、当該各号に定める基準により加点する。ただし、合計点数の上限を 50 点とする。</p> <p>(1) 業種ごとに、直近の経営事項審査の対象となる技術者について、1 級技術者 1 人当たり 3 点、基幹技術者 1 人当たり 2 点、2 級技術者 1 人当たり 1 点</p> <p>(2) 優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者は、当該業種ごとに 1 人当たり 5 点</p>
4 CPDS・建築CPD取得単位数	<p>(1) 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が実施する土木施工管理／CPDS（継続的専門能力啓発システム）登録者の取得単位数の合計が 20UNIT 以上の場合、20UNIT につき 1 点を加点する。ただし、合計点数の上限を 20 点とする。（対象業種：土木のみ）</p> <p>(2) 公益社団法人愛媛県建築士会が実施する建築CPD（建築士会継続能力開発制度）登録者の取得単位数の合計が 20 単位以上の場合、20 単位につき 1 点を加点する。ただし、合計点数の上限を 20 点とする。（対象業種：建築のみ）</p> <p>(3) 直近の経営事項審査の対象となる技術者について、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が実施する土木施工管理／CPDS（継続的専門能力啓発システム）又は公益社団法人愛媛県建築士会が実施する建築CPD（建築士会継続能力開発制度）の取得単位を有している技術者の人数が、技術者の人数の合計の 50% 以上の場合、5 点を加点する。（対象業種：土木、建築を除く専門工事業種）</p>
5 表彰受賞歴	<p>(1) 過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度まで。次号において同じ。）に次のいずれかの表彰を受けている場合は、表彰対象工事の業種に、1 件につき 10 点を加算する。</p> <p>ア 優良建設工事知事表彰 イ 四国地方整備局優良工事請負者表彰 ウ 四国地方整備局安全工事表彰</p> <p>(2) 過去 5 年間に次のいずれかの表彰を受けている場合、表彰対象工事の業種に、1 件につき 5 点を加算する。</p>

	<p>ア 四国地方整備局各河川国道事務所優良工事表彰 イ 四国地方整備局各河川国道事務所安全工事表彰</p> <p>(3) 過去5年間に次のいずれかの表彰を受けている場合、すべての申請業種に、1件につき5点を加算する。</p> <p>ア 建設業退職金共済制度普及協力者表彰 (厚生労働大臣及び建設業退職金共済機構理事長表彰) イ 雇用改善優良事業所表彰 (厚生労働大臣、知事表彰及び愛媛県建設業協会会長表彰) ウ 全国安全週間表彰 (厚生労働大臣及び愛媛労働局長表彰) エ 障害者雇用優良事業所表彰 (厚生労働大臣、知事及び愛媛県障害者雇用促進協会会長表彰)</p>
6 第三者賠償責任補償保険加入	<p>入札参加資格申請日の属する月の初日において、次の要件を全て満たす第三者賠償責任補償保険に加入している場合、5点を加算する。</p> <p>(1) 工事中及び引渡し後の対人・対物事故を対象とし、下請人に起因する損害を補償の対象に含むものであること (2) 保険期間が1年以上の包括契約であること</p>
7 地域貢献度	<p>過去2年間（令和2年11月1日から令和4年10月31日まで）に、次のいずれかの地域貢献活動を実施した場合に、当該各号に定める基準により加点する。</p> <p>(1) 国、県、宇和島市、公益法人等が主催する宇和島市内における地域貢献活動へ参加した場合1回につき1点。ただし、5点を上限とする。 (2) 災害時、宇和島市に災害対策本部が設置され、同本部の要請に応じて災害ボランティアとして参加した場合1日につき1点。ただし、10点を上限とする。 (3) 本市との災害時における応急対策業務に関する協定に基づき、応急対策業務を実施した場合5点 (4) 防災士、地震被災建築物応急危険度判断士又は被災宅地危険度判定士の資格保有者1名につき1点加点する。ただし、5点を上限とする。</p>
8 担い手確保	<p>(1) えひめジョブチャレンジU-15 事業受入事業所等登録を行っている場合、3点を加点する。 (2) 過去2年間（令和2年11月1日から令和4年10月31日まで）にインターンシップ（学生が在学中に市内業者において行う実習や研修的な就業体験をいう。以下同じ。）の受入れ又は出前講座等（学校等が主催する講演等に市内業者が出向き行う建設業に関する座学や実技指導等をいう。以下同じ。）の取組みを行った場合、1回につき3点を加点する。ただし、6点を上限とする。</p>
9 障害者雇用	<p>次のいずれかに該当する場合、5点を加点する。</p> <p>(1) 障害者雇用を義務付けられている場合で、障害者雇用率を達成しているとき (2) 障害者雇用を義務付けられていない場合で、障害者を雇用しているとき</p>

10 労働福祉	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に規定する育児休業制度を就業規則で定めている場合、5点を加点する。また、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく一般事業主行動計画を策定している場合、更に5点を加点する。
11 協力雇用主	協力雇用主（再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第14条に定める協力雇用主をいう。以下、同じ。）として保護観察所に登録している場合、5点を加点する。
12 不当要求防止活動	平成31年4月1日から令和4年10月31日までの間において、愛媛県公安委員会から委託を受けて、（公財）愛媛県暴力追放推進センターが実施する不当要求防止責任者講習（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第14条第2項に基づく講習）を受講した者が、入札参加資格申請日現在まで引き続き在籍している場合、10点を加算する。
13 入札参加資格停止措置	過去2年間（令和3年度及び令和4年度）に宇和島市から入札参加資格停止措置を受けている場合には、一の処分案件につき20点の基礎点に1箇月あたり5点を加算した合計点数を減ずる。

※ 上記に定めのない事項については、宇和島市競争参加資格審査会において審査の上決定する。

別表2（その2）

市工事の業種別完成工事高による加点

完成工事高	点 数
3億円以上	60点
2億円以上3億円未満	50点
1億円以上2億円未満	40点
5千万円以上1億円未満	30点
3千万円以上5千万円未満	20点
1千5百万円以上3千万円未満	10点
5百万円以上1千5百万円未満	5点
5百万円未満	0点

※ 工事成績評定点が65点未満の工事は含まない。

別表2（その3の1）

工事請負件数による加点又は減点

件 数	加点又は減点
1件	-1
2件	0

3～5件	+1
6件以上	+2

※ 工事成績評定点が65点未満の工事は含まない。また、工事請負件数が0件の場合は、加点又は減点の対象としない。

別表2（その3の2）

市工事の業種別平均工事成績による加点又は減点

業種別平均工事成績評定点	点 数
80点以上	100点
79点	90点
78点	80点
77点	70点
76点	60点
75点	50点
74点	40点
73点	30点
72点	20点
71点	10点
70点	5点
65点～69点	0点
63点～64点	-10点
60点～62点	-30点
60点未満	-50点

別表3

等級別必要最低年間平均完成工事高

	土木一式	建築一式	電気・管
A	5,000万円以上	6,000万円以上	4,500万円以上
B	3,000万円以上	3,000万円以上	1,000万円以上
C	1,000万円以上	1,500万円以上	1,000万円未満
D	1,000万円未満	1,500万円未満	